

# 清須市 高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画 策定の概要について

## 1 趣旨

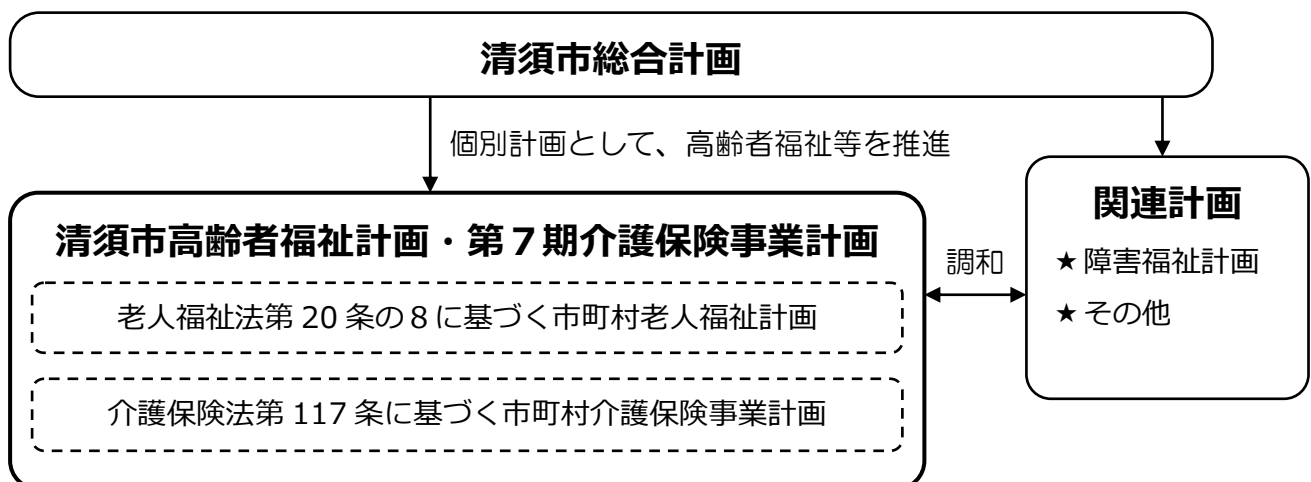
本市は、平成27年3月に「清須市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画（平成27～29年度）」を策定し、高齢者保健福祉事業や介護保険事業を推進しており、このたび、法律に基づく3年ごとの改定時期にあたり、平成30年度を初年度とする「清須市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画（平成30～32年度）」を策定いたします。

本計画の目的は、介護保険制度の計画的かつ円滑な運用とともに、高齢者がいつまでも地域で安心して暮らしていけるよう、予防・介護・医療・生活支援・住まいの支援・サービスを組み合わせた『地域包括ケアシステム』の構築を図ることであり、本市は「きよすレインボーネット」による医療・福祉・介護等の連携をはじめ、さまざまな取り組みを進めております。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条に基づく計画です。

また、清須市総合計画の個別計画として、高齢者福祉等を推進する計画であるとともに、障害福祉計画をはじめ関連計画との調和を図り策定いたします。



### 3 策定スケジュール

項目	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
現状把握のためのアンケート調査	→		集計						
計画目標量の推計・設定		→							
計画案の作成				→				→	
パブリックコメントの実施							→		
策定委員会の開催		第1回			第2回	第3回		第4回	

#### 【策定委員会の主な議題】

- 第1回：計画策定の概要について、市の介護保険事業等の状況について 等
- 第2回：計画素案について 等
- 第3回：計画案について 等
- 第4回：計画最終案について

### 4 アンケート調査について

アンケート調査は、市民の生活状況や福祉への意向、事業者における課題等を把握し、本計画策定の基礎資料とするために、次のとおり実施いたしました。

種類	対象者	実施時期
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	65歳以上の市民（要介護認定者を除く）から無作為抽出した4,000人	平成29年6月28日～7月17日
在宅介護実態調査	要支援・要介護認定者（施設入所者を除く）から無作為抽出した1,300人	
サービス提供事業者調査	サービス事業者150事業者	
介護支援専門員調査	市内16事業所に勤務する介護支援専門員に対し実施	平成29年8月実施

#### 【回収状況】

種類	対象数	回収数	無効（白票）	有効回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	4,000	2,387	0	59.7%
在宅介護実態調査	1,300	772	3	59.2%
サービス提供事業者調査	150	87	0	58.0%
介護支援専門員調査	平成29年8月			

## 参考1 『地域包括ケアシステム』のイメージ図



## 参考2 地域包括ケアシステムの強化のための国の制度改正等の動向

### 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律のポイント

#### 【目的】

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

## 1 地域包括ケアシステムの進化・推進

### ①自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進

- 介護保険事業（支援）計画に介護予防・重度化防止、介護給付費適正化等の取組内容及び目標を記載【介護保険法の改正】
- 介護保険事業（支援）計画に位置づけられた目標の達成状況についての公表及び報告【介護保険法の改正】
- 財政的インセンティブ（保険者の取組に対する交付金）の付与の規定の整備【介護保険法の改正】
- 地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）【介護保険法の改正】
- 市町村長から都道府県知事へ意見を申し出ることができる等、居宅サービス等事業者の指定に対する保険者の関与強化【介護保険法の改正】
- 国及び地方公共団体の認知症に関する施策の総合的な推進（認知症に関する知識の普及・啓発、認知症の人に依じたリハビリテーション及び認知症の人を介護する人の支援、その他認知症に関する施策の推進、認知症の人及びその家族の意向の尊重に努める等）を制度上明確化【介護保険法の改正】

### ②医療・介護の連携の推進等

- 「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設「介護医療院」を創設【介護保険法、医療法等の改正】
- 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長（平成36年3月31日まで）することとする【介護保険法等の改正（公布日施行）】

### ③地域共生社会の実現に向けた取組の推進等

- 地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記（「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定）【社会福祉法等の改正】
- 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定【社会福祉法等の改正】
  - ・ 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
  - ・ 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制（例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等）
  - ・ 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制
- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける（都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様）【社会福祉法等の改正】
- 高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置づける【介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法等の改正】
- 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化（事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等）【介護保険法、老人福祉法等の改正】

## 2 介護保険制度の持続可能性の確保

### ①現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し

- 世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、現行2割負担者のうち特に所得の高い層（年金収入等340万円以上）の負担割合を3割とする（ただし、月額44,400円の負担の上限あり）【介護保険法の改正（平成30年8月1日施行）】

### ②介護納付金における総報酬割の導入

- 現行では、各医療保険者は、介護納付金を第2号被保険者である「加入者数に応じて負担」しているが、これを被用者保険間では「標準報酬総額に応じた負担」とする【介護保険法、健康保険法等の改正（平成29年7月1日施行）※平成29年8月分より実施】